

5 章

まちづくりの進め方

本計画で示している全体構想の部門別方針や地域別構想は、概ね 20 年後を目標年次に、本市が取り組むべきまちづくりをまとめています。

この施策の実行にあたっては、人口減少・少子高齢化の影響による税収の減少など、市の財政状況の制約から、すべての施策を同時に取り組むことは困難です。さらに、施策の取り組みは、ハード整備からソフト施策まで幅広い分野に渡るため、建設部門だけでなく、関係部署の連携や、多様なまちづくりの主体が参加し、計画を推進していくことが重要となります。

ここでは、まちづくりを進める 3 つの視点からの取り組みをまとめます。

まちづくりを進める 3 つの視点

1. 協働によるまちづくりの推進



多様な力を結集します

2. 都市計画制度等への反映と活用



都市計画制度を活用して
着実にまちづくりに取り組みます

3. 計画の進行管理



進行状況を評価し
計画の実効性を高めます

1. 協働によるまちづくりの推進

近年多発する大規模災害や少子高齢化の進展から、まちづくりでは、市民や事業者などの果たす役割がますます重要になっています。

これまでも防災活動・美化活動などの市民協働が取り組まれており、今後はさらに、その取り組みを推進するための仕組みや体制の強化が求められます。

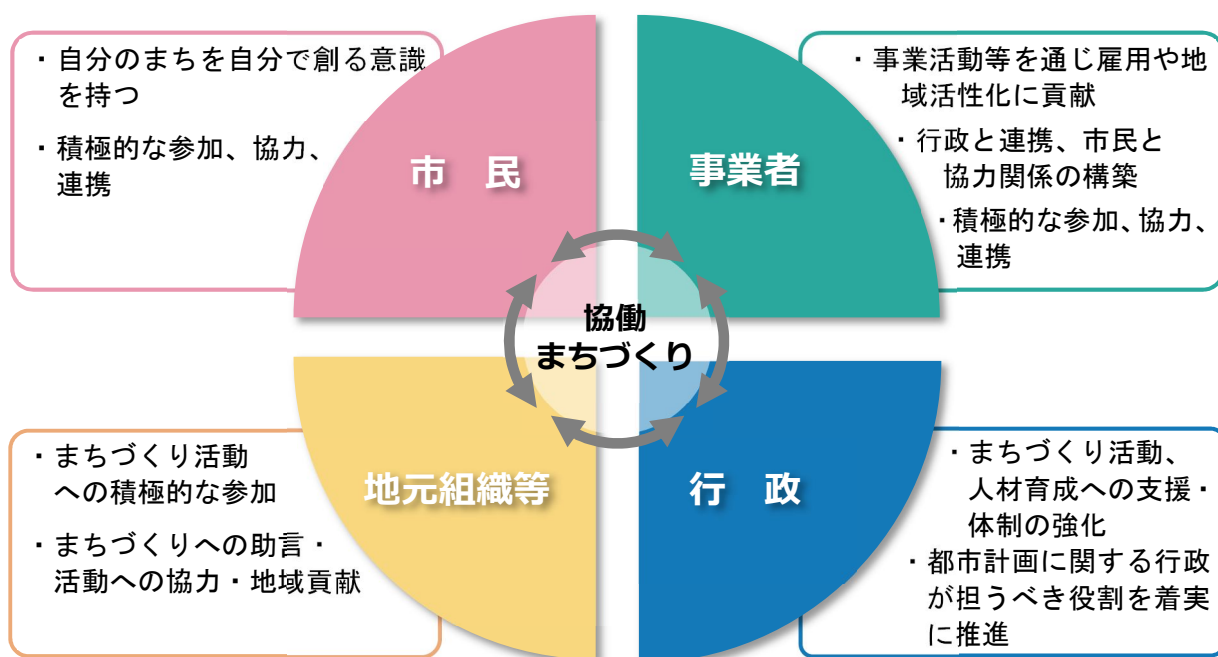
また、都市計画マスタープランの実現にあたっては、行政だけではなく、市民や事業者がそれぞれの立場でまちづくりの担い手であるという自覚を持ちながらまちづくりに取り組んでいくことが必要になります。

ここでは、「協働によるまちづくり」における各主体の役割や、それぞれの役割に応じたまちづくりの進め方を示します。

(1) まちづくりにおける各主体の役割

市民・事業者、地元組織及び行政は、以下に示した役割を基本に、「協働によるまちづくり」を進めます。

【各主体の役割】



■市民の役割

市民は、身近にまちづくりを推進する主体です。

自らの住むまちの将来を考え、まちづくりに関する理解を深めながら、まちづくりや地域活動、地域の維持管理・運営等に自らのできることを考え、進んで参加・行政及び地元組織など協力・連携し、「自分のまちを自分で創る」ことを実施します。

■事業者の役割

事業者は、市民と同様にまちづくりを推進する主体です。

企業も地域社会の一員として、日々の事業活動を通じて、専門的なノウハウや資金を活用しながら、地域の利便性や魅力向上、まちの活性化創出等に繋がる事業活動に努め、地域住民や行政が実施する取り組みに参加・協力します。

■地元組織等の役割

地元組織やボランティア組織などは、地域のまちづくりにおいて中心的な役割を担う主体です。地域住民の中心として、地域のまちづくりに関する活動を積極的に行います。

また、新たな組織づくりなどにも取り組み、地域住民一人ひとりの活動を牽引しながら、事業者、行政と連携・協力した取り組みを行います。

■行政の役割

行政は、市民や事業者等と連携・協力し、計画実現に向けた具体的な取り組みを積極的に推進するとともに、市民や事業者等のまちづくりに関する主体的な取り組みに対して、その段階に応じて必要な支援を行う主体です。

特に、協働[※]のまちづくりに向け、市民や事業者等の参加しやすい環境づくりを行うとともに、その環境を支える体制づくり等に取り組みます。

また、都市計画に関する行政が担うべき役割を着実に推進します。

（２）協働のまちづくりの推進体制

■庁内推進体制の確立

都市計画マスタープランに即して総合的かつ効果的なまちづくりを推進するためには、都市計画マスタープランと部門別計画との調整や部門別事業間の調整を行い、整合を図りながらまちづくりを進めることのできる体制を整えることが必要です。

都市計画マスタープランで示された内容は、都市計画分野だけでなく、住宅、福祉、防災、産業振興、環境保全、市民活動など多岐にわたります。

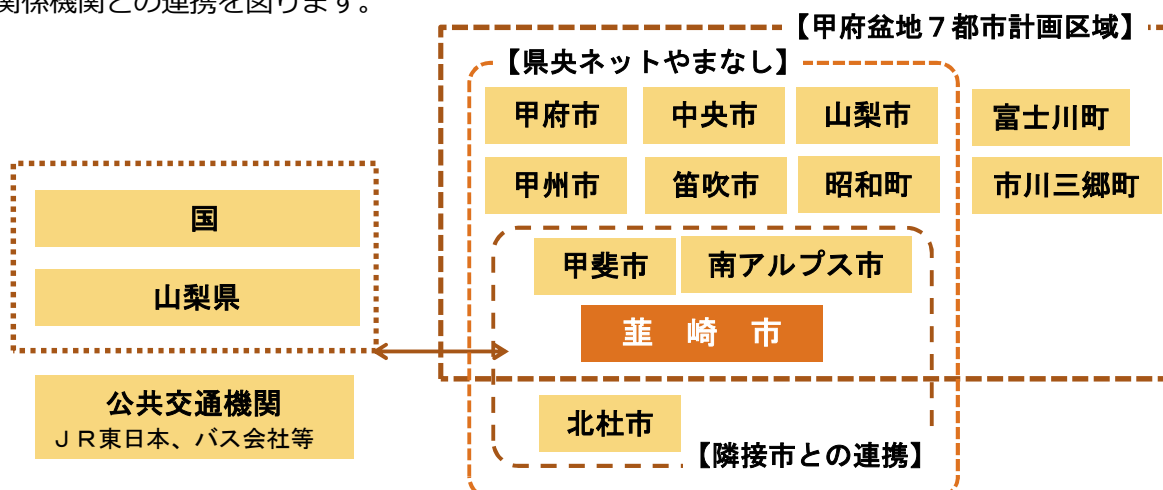
関連するこれらの他部門と広く連携を図り、事業実施に努めます。



■関係機関等との連携強化

まちづくりにおいては、韮崎市が主体となりつつ、各種事業が円滑に実施されるよう、国・山梨県・近隣市町・関係機関との連携や協力体制の強化に努めます。

また、本市は、中央自動車道、国道、県道、ＪＲ中央本線など交通網の結節点にあり、このような交通網を活かしたまちづくりを進めるため、国、県、NEXCO 中日本、ＪＲ東日本、バス会社等の関係機関との連携を図ります。



（３）協働のまちづくりの仕組みづくり

■情報の収集と提供、市民と行政が話合う機会の創出

まちの状況や情報共有と相互理解を深めるため、市民や企業と行政が話合う機会を創出しながら、まちづくりに関する様々な情報の収集と提供を行い、幅広い意見収集に努めます。

広報誌やホームページ、ＳＮＳ※などを活用し積極的な情報発信を行いつつ、市と市民が直接対話をするための機会づくりに努めます。

また、まちづくりへの関心度を高めるため、定期的なまちづくり勉強会の開催などを検討します。



▲まちづくりワークショップ※

■自主的な取り組みや活動の支援

市民等が主体となったまちづくりは、地区等を単位として、まちづくりの提案制度などの活用も視野に入れ、計画の具体化や新たなルールづくり、それらに基づいたまちづくりの実践などが考えられます。

市民等の主体的なまちづくりの活性化に向け、気軽に相談できる市民向けの総合窓口の充実に努めるとともに、まちづくり活動へのアドバイスや、計画づくりへの専門家等の派遣など、まちづくりの機運の高まりや取り組みのレベルなどに応じた支援・人材育成に取り組みます。

■計画から維持管理までの市民参加の促進

行政が取り組むまちづくりについては、計画段階から情報を提供し、積極的な市民参加（市民の声）を進めます。

公園や道路等の整備を進める際には、市民組織や事業者の参画を進め、アダプトプログラム※などを活用し、管理（美化活動など）や活用への参画機会を増やします。

また、公園の維持管理や街の美化活動など、市民との連携・協力を中心として取り組むべき施策では、各種ボランティア制度の活用や支援策の充実を図り、市民や企業のまちづくり活動への参加を促進します。

■民間活力の導入

財政運営の効率化や多様な市民ニーズに対応するため、施設の整備・改修、各種まちづくりの運営などの公共サービスにおいて、指定管理者制度やＰＰＰ・ＰＦＩ※手法など、民間活力の導入による新しい整備手法の可能性を検討します。



▲ＰＰＰ・ＰＦＩの取り組み

（左：新体育館完成予想図 右：市営総合運動場完成予想図）

2. 都市計画制度等への反映と活用

「都市計画マスタープラン」は、「都市計画法（18条の2）」において定めるとされている、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

まちづくりにおける最上位の計画（基本的な方針）として、適切に都市計画に反映させることで、まちづくりの推進に向けて具体的に取り組みます。

ここでは、「まちづくりの整備方針」の実現に向けた、都市計画制度等への反映と活用など、適切な手法の活用の考え方を示します。

（1）都市計画制度運用の方針

①土地利用の規則・誘導等

a. 用途地域※の見直し、
地域地区の指定検討

・用途地域外（白地地域）の
形態規制の見直し検討

b. 開発許可制度の適切な運用

c. 地区計画※等の活用検討

②都市施設の計画決定、見直し

a. 公共下水道計画区域等の
見直し検討

b. その他都市施設の見直し
検討

③市街地※整備手法の適用

市街地開発事業※の適用検討

④新たなまちづくりへの検討

立地適正化計画※の策定検討

（2）その他、法制度等の活用

①関連計画の策定検討

部門別計画への反映・整合

②その他諸制度の活用

時代に即した整備手法の
適用検討

（3）独自の手法の活用

①条例の有効活用

市民参加によるまちづくり等
に関する条例制定の検討

②要綱の活用

開発行為※等指導要綱などの
見直し検討

③市民の自主的ルールを活用

まちづくりに関する支援制度
の拡充

（１）都市計画制度運用の方針

「韮崎市都市計画マスタープラン」に即したまちづくりに向け、都市計画の決定・変更等、都市計画制度の適切な活用を図ります。

①土地利用の規制・誘導等

a. 用途地域※の見直し、地域地区の指定検討

- ・土地利用の方針を踏まえ、現在の用途地域と現況土地利用との整合性や将来見通しについて調査を行い、用途地域等の指定や適切な見直しを検討します。また、併せて防火地域・準防火地域の指定等について検討します。
- ・用途地域外の韮崎中央公園周辺、御勅使工業団地周辺では、良好な環境の形成または保持のため、当該地区の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、無指定地域の形態規制の見直し検討や地域地区の指定について検討し、特に、御勅使工業団地周辺では、特定用途制限地域の指定を考慮します。

b. 開発許可制度の適切な運用

- ・開発許可制度は、都市計画法に基づき、無秩序な市街地※の拡大を防止し、公共施設や排水設備等の必要な施設を義務付け、良質な宅地水準を確保することを目的とした制度です。今後も適切な運用を図ります。
- ・近年の大規模災害などの社会的情勢に応じた土地利用のあり方に合わせ、審査・指導を行い、望ましい土地利用を誘導します。

c. 地区計画※等の活用検討

- ・市街地や既存集落では、良好な住環境の保全・形成等に向けて、地域特性を活かしたきめ細かなルールづくり等を行うことが可能な地区計画制度等の活用を検討します。
- ・韮崎中央公園の周辺では、拠点での新たな土地活用に向けて、用途地域等の指定や地区計画の策定について検討します。

②都市施設の計画決定、見直し

a. 公共下水道計画区域等の見直し検討

公共下水道計画区域のうち未整備区域については、「公共下水道整備計画」に基づき、市民との合意形成を図りながら、必要に応じて区域の変更等を見直しを行います。

b. その他都市施設の見直し検討

- ・民間活力により、緑・オープンスペース※の整備・保全を効果的に推進するPark-PFI※制度等を活用し、魅力的な集いの場の形成を進めます。
- ・市民との合意形成や関係機関との調整を図りつつ、都市計画公園等を見直しを行います。
- ・火葬場、ごみ処理施設、し尿処理施設は、集約化・広域化などの可能性について検討します。

③市街地整備手法の適用

- ・市街地開発事業[※]は、積極的なまちづくりの手法として有効ですが、市民の合意形成、権利関係の調整などにより、多くの時間と労力が必要とされます。
- ・市街地整備手法の適用にあたっては、面的整備の必要性が最も高く、その効果を最大限に発揮する地区を選定することを基本方針とし、利便性の高い駅周辺の中心市街地や、用途地域[※]内で土地活用が進まない地区などにおいて、適用の検討を行います。

④新たなまちづくりへの検討

本市の中心市街地は、家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水時に家屋が流出・倒壊する恐れのある区域）に広く指定されており、垂直避難が困難であることが想定されるため、都市機能や住宅地の誘導については慎重に検討する必要があります。有効な防災対策と合わせて、立地適正化計画[※]の策定について検討します。

（２）その他、法制度等の活用

①関連計画の策定検討

都市計画の見直しと合わせて、景観計画、環境基本計画など、各種関係法令に基づく計画と整合性を図ります。

②その他諸制度の活用

都市計画事業[※]に加えて、景観、防災、環境、バリアフリー[※]等様々な分野の事業手法の活用との組み合わせにより、効果的な事業の推進を図ります。

このため、国・県が進める事業や各種助成制度等を積極的に活用し、ハード面からソフト面まで複合的な活用が可能な交付金制度など、時代の変化に伴い再編や創設が行われている様々な整備手法の適用を検討し、最も効果的な制度を活用してまちづくりを進めます。

（３）独自の手法（条例、要綱、自主的ルール）の活用

①条例の有効活用

政策の実効性を高めるため、条例の有効活用を図ります。

市民参加により、市民のまちづくりへの主体的な参加を可能にする仕組みを定めた、まちづくりや景観形成に関する条例、その他まちづくりに関する市独自の条例の制定を検討します。

②要綱の活用

良好な生活環境を保全し、調和のとれた土地利用と秩序ある都市形成を図るため、開発行為[※]を行う者に対して必要な基準を定めた「韮崎市開発行為等指導要綱」や、その他まちづくりに関する要綱等の見直しや策定を検討します。

③市民の自主的ルールの活用

より身近な地区の特性を活かし、市民が主体となり良好な環境を確保するための手法として、建築基準法や都市緑地法などの法に基づく建築協定や緑地協定等、ルールの活用を働きかけるとともに、みどりの保全・創出等に関する支援策の拡充を検討します。

3. 計画の進行管理

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を目標年次として、都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするという基本的な性格を持つ計画です。

計画の進行管理では、都市計画マスタープランに即したまちづくりの実施状況を点検し、また、その効果を客観的に評価する仕組みづくりが必要です。

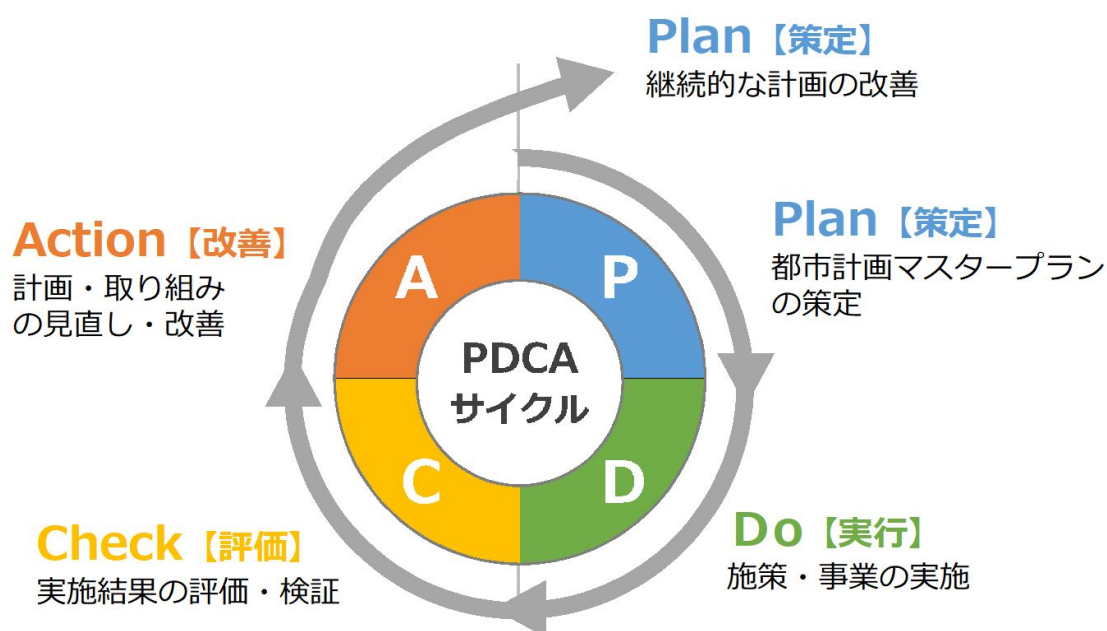
さらに、長期的な視点に立つ都市計画の基本的な方針であることから、社会・経済情勢等の変化に対応した見直しの検討も必要です。

（１）都市計画マスタープランの点検・評価

■PDCAサイクルによる計画管理

まちづくりに関する施策や事業は、早期に事業等を実施して効果を短期間で図るもの、長い時間をかけ着実な進捗を期待するものなどがあります。

各事業については、計画（Plan）を実行（Do）し、その効果を点検・評価（Check）して、必要に応じて見直しや改善（Action）を講じながら、継続的な計画の改善へつなげる「PDCAサイクル」による進行管理を行います。



■成果指標による進捗管理

施策・事業の目的や性格を踏まえ、限られた財源の中で効果的にまちづくりを進めていくため、進捗状況や成果を適切に評価します。

上位・関連計画による評価や、国勢調査や都市計画基礎調査等の各種統計データ、市民意識調査等を用い、庁内の各施策を把握できる組織などにおいて、概ね 5 年ごとを目途に総合的な評価・検証を行います。

市民視点の評価については、総合計画策定時に実施する市民アンケート調査を活用し、子どもたちの視点からの評価を加えるためヒアリングやアンケート等を実施します。

■数値目標の設定

まちづくりの基本目標で示した 5 つの視点ごとに、指標と目標値を設定します。

また、目標値のチェックと併せて市民アンケートにより満足度の推移を把握します。

基本目標1 人・もの・情報が集まる交流と活力を育てるまちづくり

指標 (人口ビジョン※・ 令和 25 年 (2043 年) の目標値)	旧目標値 (人口ビジョン令和 2 年 (2020 年) 改定版)	新目標値 (人口ビジョン令和 6 年 (2024 年) 改定版)
人口 (市全域)	21,480 人	24,625 人
人口 (都市計画区域※)	17,251 人	19,865 人
人口密度 (用途地域※)	26 人/ha	30 人/ha

指標	基準値 (令和 4 年 (2022 年))	目標値 (令和 25 年 (2043 年))
幹線道路の整備 (道路整備計画の整備対象路線)	0 路線	3 路線
合計特殊出生率 (人口ビジョンの設定値)	1.2 人	1.5 人

<市民アンケートによる評価>

- | | |
|--|---------------------------------------|
| ☐ 人口減少対策に対する満足度 | ☐ 市街地整備に対する満足度 |
| ☐ 土地利用に対する満足度 | ☐ 道路に対する満足度 |
| ☐ 計画的な土地利用に対する満足度 | ☐ 公共交通に対する満足度 |

基本目標2 地域特性を活かすまちづくり

指標	基準値 (令和 4 年 (2022 年))	目標値 (令和 25 年 (2043 年))
工業団地造成面積	53 ha	63ha
市内事業者数 (商工会会員数)	799 社	1,000 社
観光入込客数 (年間人数)	41 万人	100 万人

<市民アンケートによる評価>

- | | |
|-------------------------------------|--|
| ☐ 工業に対する満足度 | ☐ 観光・交流に対する満足度 |
| ☐ 商業に対する満足度 | ☐ 地域文化の創造・継承に対する満足度 |
| ☐ 農林業に対する満足度 | |

基本目標3 誰もが暮らし続けられる豊かで安全・安心なまちづくり

指標	基準値 (令和4年(2022年))	目標値 (令和25年(2043年))
移住・相談窓口相談者の移住者数 (延べ人数)	152人	500人
空き家バンク※登録物件に関わるリ フォーム等の助成件数(延べ件数)	20件	400件
地区防災計画策定数	1地区	20地区

<市民アンケートによる評価>

- | | |
|---|---|
| ☐ 子育て支援に対する満足度 | ☐ 上下水道の整備に対する満足度 |
| ☐ 住宅・宅地に対する満足度 | ☐ 定住対策に対する満足度 |
| ☐ 公共施設の利用に対する満足度 | ☐ 防災体制に対する満足度 |

基本目標4 美しいふるさとの魅力に気づき次世代へつなげるまちづくり

指標	基準値 (令和4年(2022年))	目標値 (令和25年(2043年))
公園面積	28ha	30ha
アダプトプログラム※等 ボランティア参加者数	345人	500人

<市民アンケートによる評価>

- | |
|--------------------------------------|
| ☐ 公園に対する満足度 |
| ☐ 景観に対する満足度 |
| ☐ 自然環境に対する満足度 |

基本目標5 チーム韮崎で夢に挑むまちづくり

指標	基準値 (令和4年(2022年))	目標値 (令和25年(2043年))
市公式 SNS※ アカウントのフォロ ワー数(延べ人数)	約29千人	約34千人
市民協働※ガイドラインの策定	未策定	策定

<市民アンケートによる評価>

- | |
|--|
| ☐ 市民主体のまちづくり活動に対する満足度 |
| ☐ 生涯学習に対する満足度 |
| ☐ 地域間交流・国際交流に対する満足度 |

(2) 情勢に応じた柔軟な計画の見直し

本市を取り巻く社会・経済情勢をはじめ、人口・産業の動向の変化、市民意向の変化、法制度の改正、上位・関連計画の見直し等を踏まえ、予定したプロジェクトやまちづくりに関する施策等が大きく変化した場合には、計画の部分的な改定を視野に入れ、弾力的見直しを行います。